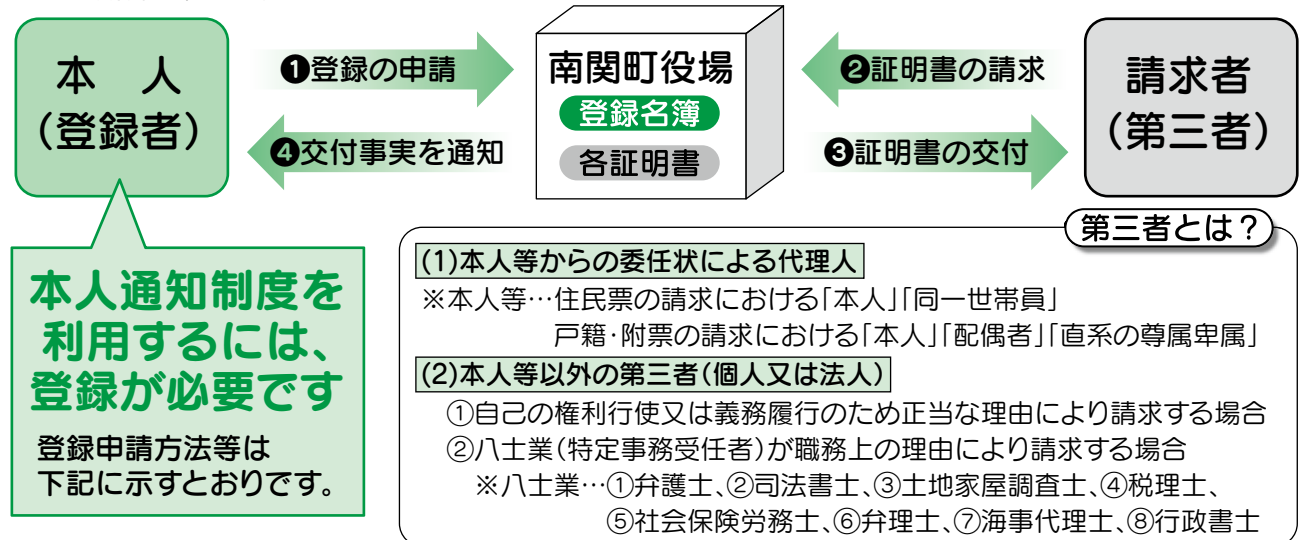


南関町では、 「南関町住民票の写し等第三者請求に係る本人通知制度」 を実施しています

■本人通知制度とは

住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する制度です。この制度を実施することで、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることが期待されます。



(注) 第三者から請求があった場合に、証明書を交付できないようにしたり、証明書の交付の可否を登録者へ事前に確認したり、誰が取得したかをお知らせする制度ではありません。

■通知の対象となる証明書の種類

<ul style="list-style-type: none"> ●住民票の写し ●住民票記載事項証明書 ●戸籍の附票の写し ●戸籍謄本、抄本 ●戸籍記載事項証明書 	除票・除籍を含む	<p>《通知の対象とならない請求》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人等からの請求 ●国や地方公共団体からの公用請求 ●八士業が、裁判や訴訟手続き、紛争処理手続きの代理事務に使用するための請求
---	----------	--

■登録できる方

南関町に住民登録又は戸籍がある方(過去にあった方も含む)
※死亡した方や失踪宣告を受けた方は対象外です。

■登録申請方法

必要書類を持参のうえ、窓口で「南関町本人通知制度登録申請書」に記入をお願いします。

<p>必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等) ●代理人による申請の場合…任意代理人は「委任状」、法定代理人は「戸籍謄本等」

※次の場合は、郵送による申請も可能です。(申請書は南関町ホームページからダウンロード可)

- 病気等のやむを得ない理由で直接窓口に来ることができない場合
- 南関町以外の他の市町村に居住の場合

■登録期間

登録期間は、申請した日から3回目の9月30日までです。
満了日までに廃止の届出がない場合は、登録期間を3年間延長します。(以後も同様)
延長した方には、更新通知を送付します。

■変更、廃止の届出

氏名や住所など登録内容に変更があった場合や登録を廃止する場合は、変更・廃止の届出が必要です。

■受付窓口及び問い合わせ先

税務住民課住民係 ☎57-8502 (〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地)

くまもとゼロカーボン行動(実践編 その6)

熊本県では、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ(ゼロカーボン)」に向けた取組みを進めています。

先月に引き続き「くまもとゼロカーボン行動 実践編」と題して、家庭でもできる活動をいくつか掲載していきます。

◆暖房は20℃を目安に、暖かい服装で過ごしましょう

～ストールやひざ掛けで暖かく～

冬の間(10月28日～4月14日)、暖房の設定温度を21℃から20℃に下げるとガソリン約8リットル(車で約150キロメートル走行)の使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約18.3キログラムのCO₂を削減)

また、電気代も1年間で約1,400円節約できます。

◆暖房機器を買い替えるときは、電化製品など化石燃料を使わないものを選びましょう

冬の間(10月28日～4月14日)、暖房機器を石油ストーブから省エネ型エアコンに切り替えて使用すると灯油約244リットルの使用が減り、その分のCO₂を削減できます。

(年間 約607.9キログラムのCO₂を削減)

また、光熱費も1年間で約17,000円節約できます。

※注意 上記のCO₂削減量や節約金額等は、あくまでも目安になります。実際の効果やメリットは、各家庭の使用状況や時期によって大きく異なりますので、ご了承ください。

(活動に関する詳細・お問合せ) 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

犬やネコを飼っているみなさんへ



登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず行いましょう

狂犬病は恐ろしい病気です。中国をはじめ世界中で発生しており、いつ日本で発生してもおかしくありません。登録を行い狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。また、鑑札や狂犬病予防注射済み票は必ず首輪などに装着しましょう。迷子札の代わりにもなり、万一の時に役立ちます。



不妊去勢措置を行いましょう

望まれない繁殖は動物にとっても不幸なことです。生まれてくるすべての命に責任がもてないのならば、不妊去勢手術など繁殖制限措置を行いましょう。

※動物を捨てることは、動物に多大な苦痛を与える犯罪行為です。



放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いや公共の場所で犬を放すことは、法律で禁止されています。散歩の時も引き綱をしっかりと持って散歩しましょう。ネコは屋内飼育に努めましょう。屋内飼育でも心身共に健康に過ごすことができます。



近隣に迷惑をかけないようにしましょう

フンの後始末はきちんと行いましょう。近隣に迷惑をかけないように、鳴き声や悪臭、毛の始末などに気をつけましょう。

※飼い犬や飼い猫以外の動物(ノライヌやノラネコ)に餌を与えないでください。近隣の迷惑になるだけでなく、不幸な動物を増やす結果となります。



犬やネコはあなたの家族です
しつけと愛情は欠かせません

近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適に暮らすためにも、正しいしつけを行いましょう。動物は飼い主を選べません。愛情と責任を持って終生飼育しましょう。



有明地区動物愛護推進協議会(荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、熊本県獣医師会有明支部、熊本県有明保健所)